

採用・昇給をご検討の際に 知っておいて頂きたいこと！

その1

社会保険料の仕組みを知れば、 会社も従業員もちよっとおトク!?

給与額・昇給予定額によっては、
昇給額を少し下げた方が、逆に従業員の手取りが多くなる
場合があります

例) 給与20万円＋通勤手当4,200円
5,800円昇給予定の所、**昇給額を100円下げると・・・**

従業員の手取りは、
昇給額を**100円低くした方が**
月2,871円多くなる！

<従業員手取り>

昇給額	(A) 5,700円	(B) 5,800円	差額
総支給額	209,900	210,000	-100
社会保険料	-31,019	-34,060	3,041
所得税	-3,840	-3,770	-70
差引支給額	175,041	172,170	2,871

※簡単化のため、住民税は考慮外としています。社会保険料には雇用保険料を含みます

会社にとっては、月3,141円の負担減
従業員30人の場合、
年間113万円の負担減

<会社負担>

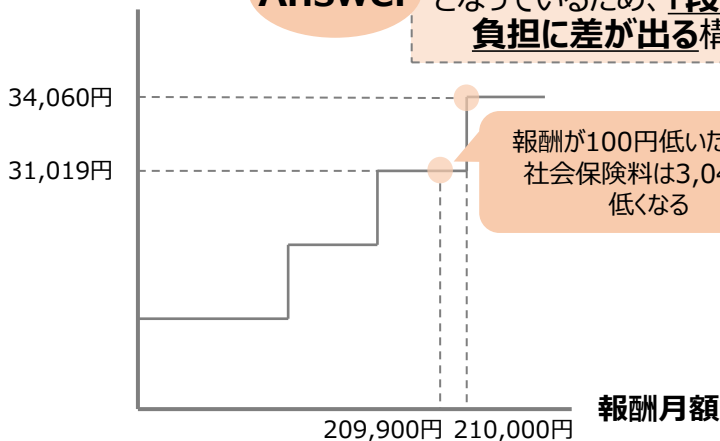
昇給額	(A) 5,700円	(B) 5,800円	差額
給与支給額	209,900	210,000	-100
社保料会社負担額	31,019	34,060	-3,041
会社負担合計	240,919	244,060	-3,141

なぜそうなるの？

社会保険料

Answer

社会保険料は、**階段状に上がる仕組み**
となっているため、「**段が上がる前と後**」で
負担に差が出る構造となっています



どうすればいいの？

個人別に、給与額と昇給予定額を、
「社会保険料額表」に当てはめて検討する

令和3年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和3年3月分～ 適用
・介護保険料率:令和3年3月分～ 適用
・厚生年金保険料率:平成29年9月分～ 適用
・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～ 適用

(徳島県) (単位:円)

標準報酬 等級	月額	報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				10.29%		12.09%		18.300%※	
		円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	58,000	63,000	5,969.2	2,984.1	7,012.2	3,506.1		
2	68,000	63,000	73,000	6,997.2	3,498.6	8,221.2	4,110.6		
3	78,000	73,000	83,000	8,026.2	4,013.1	9,430.2	4,715.1		
4(1)	88,000	83,000	93,000	9,055.2	4,527.6	10,639.2	5,319.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	10,084.2	5,042.1	11,848.2	5,924.1	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,701.6	5,350.8	12,573.6	6,286.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	11,319.0	5,659.5	13,299.0	6,649.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	12,142.2	6,071.1	14,266.2	7,133.1	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,965.4	6,482.7	15,233.4	7,616.7	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,788.6	6,894.3	16,200.6	8,100.3	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	14,611.8	7,305.9	17,167.8	8,583.9	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	15,435.0	7,717.5	18,135.0	9,067.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	16,464.0	8,232.0	19,344.0	9,672.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	17,493.0	8,746.5	20,553.0	10,276.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	18,522.0	9,261.0	21,762.0	10,881.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	19,551.0	9,775.5	22,971.0	11,485.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	20,580.0	10,290.0	24,180.0	12,090.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	22,638.0	11,319.0	26,598.0	13,299.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	24,696.0	12,348.0	29,016.0	14,508.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	26,754.0	13,377.0	31,434.0	15,717.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	28,812.0	14,406.0	33,852.0	16,926.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	30,870.0	15,435.0	36,270.0	18,135.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	32,928.0	16,464.0	38,688.0	19,344.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	34,986.0	17,493.0	41,106.0	20,553.0	62,220.00	31,110.00

社労士顧問契約を締結されているお客様

シミュレーションいたしますので、
担当者までご連絡ください！

社労士顧問先でないお客様

有料(1名あたり1,000円)にて
シミュレーションを承ります。
会計担当者か、弊社公式LINE or 代表電話まで
ご連絡ください。

(これを機会に顧問契約をお考えの方は、
その旨ご連絡いただければ、顧問料の範囲内で
対応させていただきます)

代表電話
088-631-8119

LINE
公式アカウント



採用・昇給をご検討の際に
知っておいて頂きたいこと！

その2 所得拡大促進税制を適用して
会社も従業員もちょっとおトク！

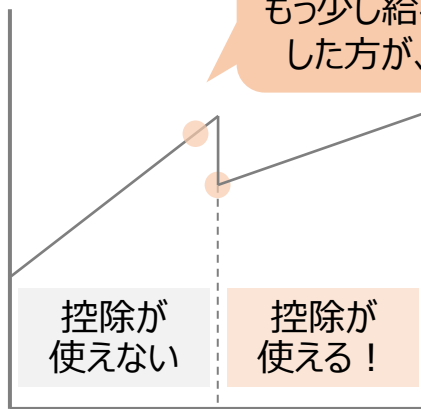
昇給・採用により**従業員の給与が増加する**予定で、
利益が出て**法人税が出る**見込みの事業者様は・・・

所得拡大促進税制の要件を満たすかご検討下さい！

	令和3年3月以前に 開始する年度	令和3年4月以降に 開始する年度
要件	継続して勤務している 従業員の給与合計が 前年比1.5%以上増加	新規採用者も含めて、 従業員の給与合計が 前年比1.5%以上増加
控除額	従業員給与総額の増加額 × 15%～25% （※法人税額の20%が上限）	

「会社も従業員もおトク」とは？

会社負担
(給与支給額 - 税額控除額)



元々1.5%弱給与額を増加させる予定の場合には、
もう少し給与支給額を増やし1.5%を超えるように
した方が、却って会社負担も減る場合がある！

給与増加率 (対前年比)

1.5%

期末の決算賞与で要件を満たすことも可能です。
決算打ち合わせ時でも、期中でも担当者までご相談下さい！